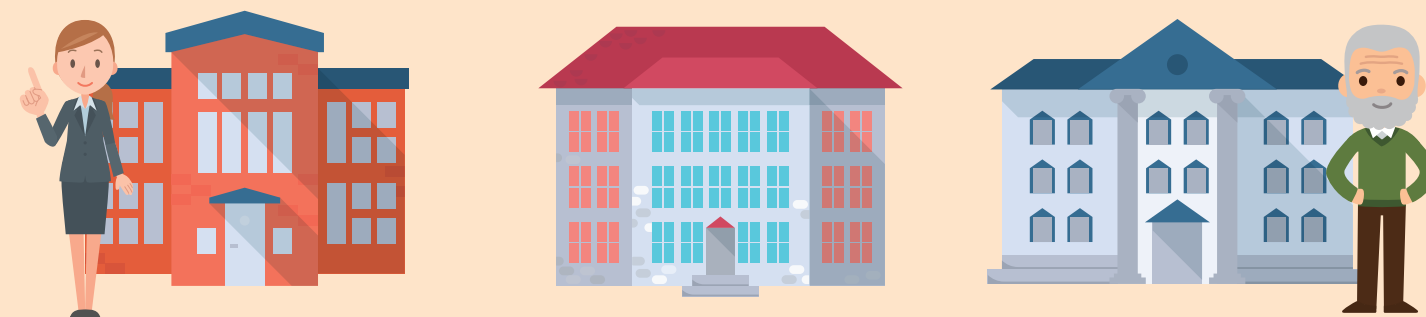


契約のしおり



大家さんの安心ぷらすのお申込みはこちらから

大家さんの安心ぷらす



家賃補償総合保険

高まる孤独死リスクに対応

大家さんの安心ぷらす

住まいぷらす少額短期保険株式会社

事故受付 **0120-444-248** 受付時間 24時間365日

なお、弊社が事故に対する初期対応など、受付以外の業務を行うのは下記営業時間内に限らせていただきます。
土日・祝日・年末年始を除く 9:00～18:00

解 約
問 合 せ **0800-111-4502**

土日・祝日・年末年始を除く 9:00～18:00

取扱代理店は保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しております。

お問合せ先 (取扱代理店)

引受少額短期保険業者

住まいぷらす少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第69号
〒134-0088 東京都江戸川区西葛西3-22-21
KYUビル4階

<http://www.suma-pula-ssi.co.jp>

●弊社はスターツグループの一員です

長期空室や
家賃値引きによる
家賃収入減も
隣室へのお見舞いも

もしもの対応に
必要な費用が
一時金として
スピーディーに

原状回復費用や
遺品整理費用も
カバー



CONTENTS

リーフレット	P1～3
重要事項説明書	P4～9
家賃補償総合保険 普通保険約款・特約集	P10～18

賃貸経営の新たな不安、孤独死による損害を補償！

入居者が賃貸戸室でお亡くなりになった場合

- 修理に要した費用や遺品整理のために支出した費用が補償されます。
 - 家賃下落や長期空室などの賃料損失、近隣見舞金などに充当できる一時金を定額で補償します。
- ※居室外で亡くなられた場合でも、被保険者（オーナーさま）が遺品整理費用を負担された場合は定額補償します。

補償内容	保険金額
入居者死亡 修理費用等保険金	支払限度額 100万円
臨時費用保険金	定額2コース 25万円・50万円 <small>* 犯罪死・自殺の場合は2倍の金額となります。</small>
居室外死亡 遺品整理費用保険金	定額 3万円

保険金額の決め方・契約コースの選び方

- 月額家賃を目安に各コースをお選び下さい。

契約コース	25万円コース	50万円コース
月額家賃の目安	10万円未満	10万円以上
入居者死亡 修理費用等保険金額	実損 100万円 限度	
臨時費用保険金額 (犯罪死・自殺は2倍)	定額 25万円	定額 50万円
居室外死亡 遺品整理費用保険金額	定額 3万円	
一室あたり年間保険料	2,700円/年	3,500円/年

※保険期間は1年、支払方法は口座振替での一時払いとなります。

お引受け条件

- ご契約の引受けは1棟単位、戸室数に制限はありません。また、お申込み時の入居者情報は不要です。
- 区分所有や賃貸戸建は1戸単位からお引受けいたします。
- オーナールーム及び事業用賃貸戸室はお引受け対象外となります。

保険料計算例：1棟単位	保険料計算例：区分所有1戸室単位
1棟全8室（月額家賃10万円未満） 25万円コースを選択した場合 ・1室あたり年間保険料 2,700円×8室=21,600円	区分マンション1室（月額家賃10万円未満） 25万円コースを選択した場合 ・1室あたり年間保険料 2,700円×1室=2,700円

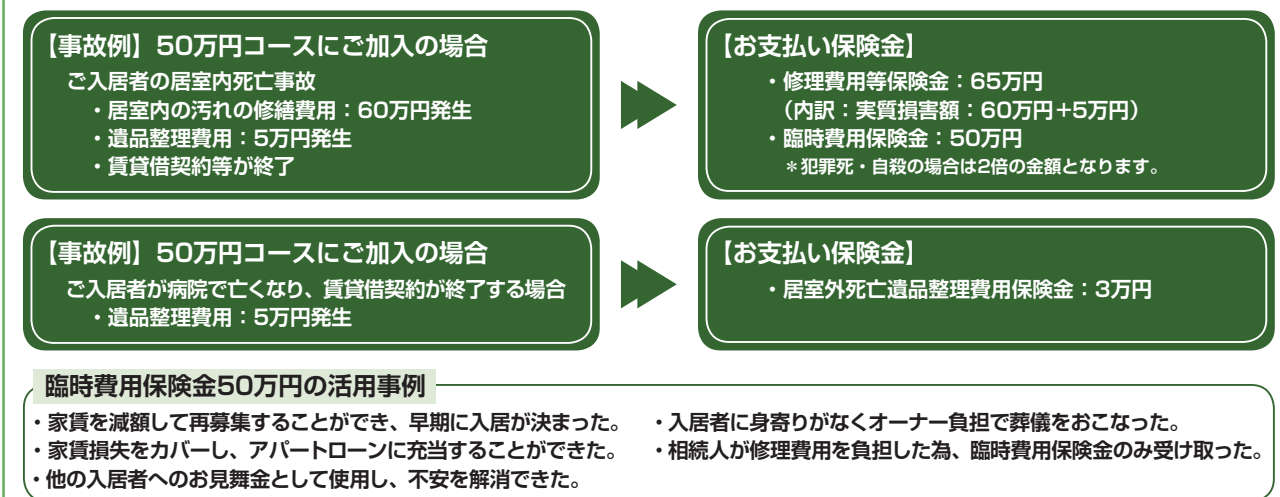
お申込からご契約までの流れ

- 保険契約申込書類等の到着日や記載された申込日によって保険開始日が変わります。
- 保険開始日は毎月1日、口座振替日は保険開始月の27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）となります。
- 保険証券は口座振替結果確認後、1週間程度でのお届けとなります。

(保険始期日例)



保険金のお支払い例



よくあるご質問

Q	A
・保険開始日前に入居者が死亡したが、発見日が保険開始日後であった場合は対象となりますか。	・対象となります。「発見日」が基準となります。
・共用部分で発生した死亡事故により、共用部分自体に物的損害が発生した場合は修理費用保険金の支払い対象となりますか。	・共用部分は対象となりません。
・空室は保険の対象に含まなくてもよいでしょうか。	・保険料算出の対象となります。オーナールーム及び事業用賃貸戸室を除き、すべての賃貸戸室が保険の対象となります。保険期間中に入居した場合等を想定し1棟すべての賃貸戸室にてご契約ください。
・臨時費用保険金の請求に領収書は必要でしょうか。	・臨時費用保険金の使用用途に制限はありません。領収書等の提出は不要です。
・死亡事故が発生した際、保険金請求に必要な書類は何になりますか。	・「死亡診断書」や「死体検案書」となりますが、入手困難な場合は、自治体に提出した「死亡届の写」と「除籍抄本」にてご証明いただくことも可能です。
・口座振替は、入居者を名義人とすることは可能ですか。また、棟ごとに口座設定することは可能ですか。	・原則、保険契約者となる方が口座名義人となります。対象物件ごとに複数口座を設定することはできません。
・サブリース業者が保険契約者になることは可能ですか。	・サブリース業者が保険契約者になることは可能です。